

## 議事録 第18号

## ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月26日

## 出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I.

リガチョフ E. K.

チェブリコフ V. M.

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I.

ソコロフ S. L.

ソ連内務相

同志 ヴラソフ A. V.

## 会議招致出席者：

ソ連閣僚会議第1副議長 [副首相]

同志 ムラホフスキー V. S.

ソ連閣僚会議副議長 [副首相]

同志 バタリン Yu. P.

シチェルビナ B. E.

ウクライナ共和国閣僚会議議長 [首相]

同志 リヤシコ A. P.

ウクライナ共産党中央委員会書記

同志 カチューラ B. V.

ウクライナ共産党キエフ州委員会第1書記

同志 レヴェンコ G. I.

ベロルシア共和国閣僚会議議長 [首相]

同志 コヴァレフ M. V.

ベロルシア共産党中央委員会書記

同志 レペシキン V. A.

ベロルシア共産党ゴメリ州委員会第1書記

同志 カマイ A. S.

ソ連電力エネルギー省次官

同志 マイオレッツ A. I.

ソ連科学アカデミー総裁

同志 アレクサンドロフ A. P.

国防省第1次官

同志 アフロメエフ S. F.

中規模機械製作省第1次官

同志 メシコフ A. G.

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァレフ A. G.

ソ連保健省第1次官

同志 シチエーピン O. P.

国家水文気象委員会委員長

同志 イズラエリ Yu. A.

ソ連科学アカデミー準会員

同志 クンツェヴィチ A. D.

ソ連共産党中央委員会重工業・

エネルギー産業部次長

同志 フロルィシエフ V. M.

タス通信総裁

同志 ロセフ S. A.

新聞「プラウダ」編集長

同志 アファナシエフ V. G.

新聞「イズベスチヤ」編集長

同志 ラプテフ I. D.

新聞「トゥルード」編集長

同志 ポタポフ A. S.

新聞「ソビエト・ロシア」編集長

同志 チキン V. V.

新聞「社会主義工業」副編集長

同志 トロイツキー N. Ya.

新聞「コムソモリスカヤ・プラウダ」副編集長

同志 フロリン V. A.

1. 放射能レベルが上昇した諸地区からの避難民に対する生活基盤の改善状況、ならびにその改善のためウクライナ及びベロルシア共産党中央委員会、ウクライナ共和国及びベロルシア共和国閣僚会議がとる一連の措置について

この問題に関するリャシコ、カチューラ、コヴァリョフ及びレピョシキンの各同志の情報を了承。

避難及び再避難の問題、チェルノブイリ原発職員の家族、無人化ゾーン並びに一時避難ゾーンにある他のコルホーズ・ソフホーズ企業の家族に対する住宅供給の問題について、ウクライナ共和国及びベロルシア共和国閣僚会議の提案を支持。(本年7月よりウクライナ共和国内では、キエフ市内のアパート住宅7500室及び共同宿舍〔寮〕1000室、チェルニゴフ市内のアパート住宅500室を割り当て、さらにキエフ州内農村地域に本年10月1日までに、計7000の標準型住宅を社会文化施設と共に建設する。また、現段階で無人となっている家屋6000戸の修繕をはかり、今後各農場により家主に割り当てもしくは貸し付けされる。一方ベロルシア共和国では、農村地域に一戸建て住宅4500戸を建設する。)

住民の避難及び再避難の問題に対する決定にあたっては、国家水文気象委員会、ソ連保健省及び国防省によってとりまとめられた、「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地域における住民の居住可能性及び移住・一時避難の必要性に関する基準についての勧告」に従う。

本年5月10日現在で毎時3から5ミリレントゲンの放射線レベルにある諸地域からの、14歳未満の子ども、妊婦及び乳幼児の母親の夏季一時移住に関するソ連保健省の提言に同意。

シチャーピン同志は、その対象に含まれる居住地のリストを5月27日に提出すること。

国家水文気象委員会及びソ連保健省の勧告に従い、30キロメートル圏内居住地点5ヶ所への住民の帰還措置を1週間の期限で実現する決定を、ウクライナ共和国閣僚会議が下したとのリャシコ同志の報告を了解。

チェルノブイリ原発第1・2号炉の修繕及び操業に携わる人員のための当直作業員用宿泊地をキエフ州イワンコフ地区ストラホセリエ村に置くことに関するウクライナ共和国閣僚会議及びソ連電力エネルギー省の提言に同意。

チェルノブイリ原発労働者用の定住型ニュータウンをキエフ郊外ヴィシュゴロト市に建設するとの提言は採用しない。マイオレッツ、イズラエリ及びシチャーピンの各同志に対し、ウクライナ共和国閣僚会議の参加のもと、そのニュータウンの建設地に関する提言を準備するよう委任。

ソ連国家農工委員会に対し、乾燥ミルク及びコンデンスミルクの供給量の上方修正、並びに配合飼料の追加配給に関するウクライナ、ベロルシア両共和国閣僚会議の依頼を検討し、しかるべき決定を下すよう委任。

バタリン同志に対し、避難民への住宅供給措置に関するソ連共産党中央委員会及びソ連閣僚会議決議案に、ウクライナ共和国閣僚会議へのプレハブ家屋及びテントの追加配給に関するリャシコ同志の提言を反映させるよう委任。

ウクライナ共和国及びベロルシア共和国の地元の党・ソビエト機関と合同で、放射線レベルが上昇した諸地区に住む住民の間の、放射線の安全性に関する諸問題の解明作業をさらに強化する必要性に国家水文気象委員会並びにソ連保健省は注意を払うこと。

2. 「チェルノブイリ原発事故によるウクライナ及びベロルシア共和国内の放射能汚染諸地区の除染作業実施

に関する」ソ連共産党中央委員会及びソ連閣僚会議決議案について

上記決議の修正確認済みの案を基本了承。

シチェルビナ同志に対し、ウクライナ並びにベロルシア閣僚会議、及び関係省庁の意見を考慮して、その案を仕上げ、1986年5月27日にソ連共産党中央委員会へ提出するよう委任。

### 3. チェルノブイリ原発事故に関する中央マスコミ機関の報道について

マスコミ機関は、チェルノブイリ原発事故に関する動きや、事故処理の課題遂行に向けた労働人員の動員に関し、客観的報道を行うべく大きな努力を払っているが、それと並んで、一部の報道に不正確な点や歪曲が見られるとともに、技術面での決定が明みにされていることを指摘。

ソ連国家テレビラジオ委員会、タス通信、及び中央発行の全国系新聞雑誌の編集部に対し、チェルノブイリ原発事故に関する放送・記事の準備、並びにその報道に際して、より厳正に対処するよう求める。その報道内容から、技術的対応に関するデータ並びに事故復旧作業に際し用いられる手段に関する情報を排除すること。ソ連共産党中央委員会並びに政府がとる、避難民の労働及び日常生活の確保に向けた方策、また事故の被害処理対策に最大の注意を向けるとともに、それらの策の実現に労働者が積極的に参加していることを広く反映させること。

### 4. チェコスロバキア社会主義共和国保健省の呼びかけについて

(プラハ電、特別第363号)

放射線障害治療の経験を伝えるため、チェコスロバキアの医師2名をソ連に招待するとのソ連保健省(シチェーピン同志)の提案を承認。放射線障害との診断を受けた患者を国外に治療のため搬送することは妥当と判断。

全ソ労働組合中央評議会(シャラエフ同志)に対し、チェルノブイリ原発事故で被災したソビエト市民を他の社会主義諸国に送り、現地で保養やサナトリウム治療を受けさせるとの各国の提案を検討し、しかるべき提言を当特別作業班に示すよう委任。

### 5. 英国外務省の申し出について

(ロンドン電、特別937号)

腫瘍の専門医グループ及び除染作業の専門家グループをソ連に送るとの英国側の申し出を受入れることは不相当とする、ソ連保健省並びに国防省の考えに同意。謝意を盛り込んだしかるべき返答を用意するようコヴァレフ同志に委任。

### 6. チェルノブイリ原発区域における保健衛生について

ソ連電力エネルギー省及び国防省が、放射性物質取り扱い規則に著しく違反し、それによって事故復旧並びに除染作業にあたる人々が、不当な過剰被曝を強いられていることを指摘。

ヴォロニン、アフロメエフ、マイオレツの各同志は、この問題に関する然るべき規律の遵守に向け、早急かつ完全な形の対応策をとり、綱紀粛正と、公衆衛生規則並びに放射線及び火災安全基準の遵守に対する監督を強化する義務を負う。

N. ルイシコフ

ソ連閣僚会議総務局総務課 2 印